

いなぎ苑

訪問介護重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1 当苑が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-379-5500 (午前8:30～午後5:30まで)

担当 サービス提供責任者

* ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。

2 いなぎ苑ヘルパーステーション の概要

(1) 訪問介護事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いなぎ苑
所在地	東京都稲城市百村255番地
介護保険指定番号	東京都 (1375100060号)
管理者名	施設長 高天 直樹
サービスを提供する地域	稲城市内全域

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名			1名
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修 修了者	1名	2名	サービス計画 作成及び調 整	名
事務職員		1名			1名
従登録ヘルパー	介護福祉士		名		名

事 者	登録ヘルパー	初任者研修修了者 実務者研修修了者	名	名		名
--------	--------	----------------------	---	---	--	---

(3) サービスの提供時間帯 (時間帯により料金が異なります)

	通常時間帯 8:30～ 17:30	早 朝 6:00～ 8:30	夜 間 17:30～ 22:00	深 夜 22:00～ 6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土日祭日	○	○	○	○	

3 サービス内容

(1) 身体介護

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・食事介助
_____ | ・通院介助
_____ |
| ・入浴介助
_____ | ・買い物同行
_____ |
| ・排泄介助
_____ | ・デイサービス送り出し
_____ |
| ・清 拭
_____ | ・デイサービス迎え
_____ |
| ・体位変換
_____ | ・服薬介助等
_____ |

(2) 生活援助

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・買物
_____ | ・薬の受取り
_____ |
| ・調理
_____ | ・ゴミ出し
_____ |
| ・掃除 | ・布団干し |

・洗濯

・被服の補修

(3) その他のサービス

・介護相談等

4 利用料金

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合証に応じた金額になります。
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

□ 特定事業所加算なし【 料金表 】

区分	単位数	基本料金	負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割
身体 01	163	1,801 円	180 円	360 円	540 円
身体 1	244	2,696 円	270 円	539 円	809 円
身体 2	387	4,276 円	428 円	855 円	1,283 円
身体 3	567	6,265 円	627 円	1,253 円	1,880 円
身体 1 生活 1	309	3,414 円	341 円	683 円	1,024 円
身体 1 生活 2	374	4,132 円	413 円	826 円	1,239 円
身体 2 生活 1	452	4,995 円	500 円	999 円	1,499 円
身体 2 生活 2	517	5,713 円	571 円	1,143 円	1,714 円
生活 2	179	1,978 円	198 円	396 円	593 円
生活 3	220	2,431 円	243 円	486 円	729 円

□ 特定事業所加算Ⅱ【 料金表 】

区分	単位数	基本料金	負担 1 割	負担 2 割	負担 3 割
----	-----	------	--------	--------	--------

身体 01・Ⅱ	179	1,978 円	198 円	396 円	593 円
身体 1・Ⅱ	268	2,961 円	296 円	592 円	888 円
身体 2・Ⅱ	426	4,707 円	471 円	941 円	1,412 円
身体 3・Ⅱ	624	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円
身体 1 生活 1・Ⅱ	340	3,757 円	376 円	751 円	1,127 円
身体 1 生活 2・Ⅱ	411	4,542 円	454 円	908 円	1,363 円
身体 2 生活 1・Ⅱ	497	5,492 円	549 円	1,098 円	1,648 円
身体 2 生活 2・Ⅱ	569	6,287 円	629 円	1,257 円	1,886 円
生活 2・Ⅱ	197	2,177 円	218 円	435 円	653 円
生活 3・Ⅱ	242	2,674 円	267 円	535 円	802 円

- * 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8：30）・夜間（午後 5：30～午後 10：00）は 25% 増し、深夜（午後 10：00 時～午前 6：00）は 50% 増しとなります。
- * サービス利用の初回のみ初回加算（200 単位）が加算されます。
- * 料金設定の基本となる時間は、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者様及び保証人の同意を得て、2 人で訪問した場合は 2 人分の料金となります。
- * 緊急時に利用者様または保証人の要請を受け、居宅サービス計画にない訪問介護等（身体介護中心）を 24 時間以内に行った場合は緊急時訪問介護加算（100 単位）が追加されます。

（2）交通費

前記 2 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

（3）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（連絡先 電話 042-379-5500）

ご利用の前日 17：30 までに連絡	無	料
--------------------	---	---

上記以降の連絡	730 円 (キャンセルにかかる実費)
---------	------------------------

(4) その他

① 利用者様の居宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金の支払方法

サービス提供月の翌月 25 日前後に請求書を送付し、翌々月 4 日に指定口座からの引き落としになります。

お支払い方法は、基本的には口座引き落としになります。

③ お支払い確認後、領収書を発行し送付させていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員からの依頼を受けた後、ご自宅を訪問させていただきます。契約を結び、訪問介護計画書作成の後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当苑の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただきます場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合

(この場合、条件を変更して再度契約することができます。)

・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様または保証人の介護者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者様または保証人の介護者が当苑や当苑のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの暴言・暴力等の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当苑の訪問介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者様または保証人の介護者の希望に沿った居宅 サービス計画の作成や居宅サービス計画の実現のために連絡調整等を提供します。

(2) 訪問介護支援の実施概要等、事業者全体で応援します。

(3) サービス利用のために下記のことを行っています。

事 項	有無	備 考
ヘルパーの変更の可否	可	正当な理由がある場合に対応します
男性ヘルパーの有無	有	
ヘルパーへの研修の実施	有	定期的に事業者にて実施
サービスマニュアルの作成	有	

※正当な理由がある場合、事業者がヘルパーの変更を申し出る場合があります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者様の健康状態が急変した場合は、あらかじめ登録されている家族および保証人等の連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに主治医に連絡を取る等必要な処置を行います。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	電話番号	
家族・保証人	氏名	続柄
	電話番号	

8 秘密保持

業務上知り得た利用者様および保証人ならびに（ご家族等）の秘密については利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。また、当該職員は退職後も業務上知り得た秘密を厳守します。

9 事故発生時の対応

利用者様に対して、サービス提供に際し事故が発生した場合は、保証人、市町村、関係機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、契約書に基づき、損害賠償を行います。

10 非常災害及び感染症対策

- (1) 事業者は、非常災害及び感染症その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にします。とるべき措置についてあらかじめ消防計画や BCP を作成し、消防計画及び感染症対策に基づき、従業員の研修、訓練を行います。
- (2) 事業者は、非常災害及び感染症その他緊急の事態が発生しても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するよう努めます。

1 1 認知症に係る取組について

事業所は、認知症に係る研修の受講状況、取組状況等を介護サービス情報公表制度において公表します。

1 2 利用者の人権擁護及び虐待防止について

事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制を整備し、従業員に対して研修等を実施します。

1 3 ハラスメント対策の強化

事業者は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に講じます。

1 4 第三者評価の実施について

事業者は、第三者評価を実施した場合、利用者様又は家族に対し、実施の

有無、実施した直近の年月日、実施した機関の名称、評価結果の開示状況をお伝えします。

1 5 サービス内容に関する苦情

利用者様または保証人からの相談、苦情等がある場合には、いつでも申し出ることができます。

2 事業者は申し出を受け付けた後、解決に向け検討し、適切に対応しサービスの向上および改善に努めます。また、苦情申し立てを理由に、いかなる不利益な扱いも致しません。

3 利用者様または保証人は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

① いなぎ苑の利用者様相談・苦情窓口

担当 サービス提供責任者・地域包括支援センター

ご利用時間 常時 午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

電話番号 0 4 2 - 3 7 9 - 5 5 0 0

② 稲城市役所 高齢福祉課 介護保険係

ご利用時間 平日 午前 9 時~午後 5 時

電話番号 0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1

③ 東京都国民健康保険団体連合会（国保連）相談指導課

所在地 千代田区飯田橋 3 - 5 - 1

東京区政会館 1 1 階

ご利用時間 平日 午前 9 時~午後 5 時

電話番号 0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7

1 6 当苑の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 永明会	いなぎ苑
代表者役職・氏名	理事長	永田 穂積
所在地	〒206-0804 東京都稲城市百村 2 5 5 番地	
電話番号	0 4 2 - 3 7 9 - 5 5 0 0	

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業
2. 第二種社会福祉事業

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者様または保証人に対して、 契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 永明会

<代表者名> 理事長 永田 穂積

事業所

<事業所名> いなぎ苑

<住所> 東京都稲城市百村 255 番地

<代表者名> 施設長 高天 直樹 印

説明者 サービス提供責任者

氏名

印

訪問介護サービスの提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者様

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

保証人

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ 印

(利用者様との続柄)